

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

主 要 な 営 業 所
従 業 員 の 状 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況
株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
計 算 書 類 の 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書

第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

タメニー株式会社

法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。

主要な営業所 (2021年3月31日現在)

本 社	東京都品川区
店 舗	<p>(パートナーエージェント・パーティー事業併設店舗)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 札幌店：北海道札幌市中央区 2. 上野店：東京都台東区 3. 高崎店：群馬県高崎市 4. 水戸店：茨城県水戸市 5. 静岡店：静岡県静岡市葵区 6. 岡崎店：愛知県岡崎市 7. 京都店：京都府京都市下京区 8. 大阪店：大阪府大阪市北区 9. 姫路店：兵庫県姫路市 10. 広島店：広島県広島市中区 11. 福岡店：福岡県福岡市中央区 12. 北九州店：福岡県北九州市小倉北区 13. 仙台店：宮城県仙台市青葉区 14. 西新宿店：東京都新宿区 15. 丸の内店：東京都千代田区 16. 横浜店：神奈川県横浜市西区 17. 大宮店：埼玉県さいたま市大宮区 18. 神戸店：兵庫県神戸市中央区 <p>(パートナーエージェント・ウェディング・保険クリニック併設店舗)</p> <ol style="list-style-type: none"> 19. 梅田店：大阪府大阪市北区 <p>(パートナーエージェント専用店舗)</p> <ol style="list-style-type: none"> 20. 新宿店：東京都新宿区 21. 銀座店：東京都千代田区 22. 銀座数寄屋橋店：東京都中央区 23. 池袋店：東京都豊島区 24. 船橋店：千葉県船橋市 25. 浜松店：静岡県浜松市中区 26. 名古屋店：愛知県名古屋市中村区 <p>(パーティー事業・ウェディング・アニバーサリークラブ・保険クリニック併設店舗)</p> <ol style="list-style-type: none"> 27. 渋谷店：東京都渋谷区 <p>(パーティー事業専用店舗)</p> <ol style="list-style-type: none"> 28. 銀座店：東京都中央区 29. 八重洲店：東京都中央区 30. 池袋店：東京都豊島区 31. 船橋店：千葉県船橋市 32. 栄店：愛知県名古屋市中村区 33. 大阪店：大阪府大阪市北区 34. 心斎橋店：大阪府大阪市中央区 35. 名古屋店：愛知県名古屋市中村区 <p>(ウェディング専用店舗)</p> <ol style="list-style-type: none"> 36. 名古屋ショールーム：愛知県名古屋市中村区 (studio LUMINOUS専用店舗) 37. studio LUMINOUS Odaiba：東京都江東区 38. studio LUMINOUS Ginza：東京都中央区 39. studio LUMINOUS Shibuya：東京都渋谷区 40. studio LUMINOUS Nagoya：愛知県名古屋市中村区 41. studio LUMINOUS Tenjin：福岡県福岡市中央区 (LUMINOUS Les Bijoux) 42. LUMINOUS Les Bijoux恵比寿店：東京都渋谷区

従業員の状況 (2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
婚活事業	263 (10) 名	13名増 (10名減)
カジュアルウエディング事業	90 (5) 名	41名減 (31名減)
その他事業	137 (5) 名	108名増 (5名増)
全社 (共通)	45 (2) 名	12名減 (－)
合計	535 (22) 名	68名増 (36名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイト社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,329百万円
株式会社商工組合中央金庫	937百万円
株式会社三井住友銀行	725百万円
株式会社日本政策金融公庫	326百万円
株式会社横浜銀行	318百万円
株式会社きらぼし銀行	158百万円
株式会社千葉銀行	144百万円
株式会社北陸銀行	144百万円

株式の状況（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 35,280,000株

(2) 発行済株式の総数 16,362,200株

(注) 新株予約権の行使および第三者割当増資により、前事業年度に比べ発行済株式の総数が5,647,400株増加しております。

(注) なお、2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」および2021年3月29日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」において開示した通り、当社役職員13名を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行っており、これによる997,800株の増加を含んでおります。

(3) 株主数 6,921名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐藤 茂	3,341,000株	20.42%
楽天証券株式会社	829,200株	5.07%
岡三オンライン証券株式会社	614,000株	3.75%
株式会社SBI証券	446,400株	2.73%
小林 正樹	441,000株	2.70%
貝瀬 雄一	390,100株	2.38%
高梨 雄一郎	320,700株	1.96%
タメニ株主会 従業員持株会	245,000株	1.50%
auカブコム証券株式会社	207,300株	1.27%
日本証券金融株式会社	192,900株	1.18%

(注) 持分比率は、自己株式129株を控除して計算しております。なお、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する株主名簿上の当社株式148,500株については、自己株式には含めておりません。

新株予約権等の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年11月13日付取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の総数	25,000個	25,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式2,500,000個	普通株式2,500,000個
新株予約権の払込期日	2020年12月7日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使価額は、2020年12月8日に初回の修正がされ、以後各取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各取引日に、当該取引日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（注）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。	
新株予約権の行使期間	2020年12月8日から2021年6月9日まで	2020年12月8日から2021年12月8日まで
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。	

(注) 下限行使価額は、当初77円となります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会にて協議の上、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
- ②コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務課と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。
- ③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置します。リスクの回避及び軽減等に必要の対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価す

るものとし、なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとし、

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとし、
- ②定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとし、

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとし、
- ②コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、従業員の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとし、なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務課と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとし、
- ③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとし、また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとし、

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行うものとし、

- ②子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うものとしします。
 - ③子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うものとしします。
 - ④監査役並びに内部監査室は、子会社等の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告するものとしします。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**
内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしします。
- (8) **前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項**
監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の従業員は、所属長の指揮命令を受けないものとしします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしします。
- (9) **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ①監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明するものとしします。
 - ②当社グループの役職員、子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査役もしくは総務課に報告するものとしします。
 - ③監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしします。
 - ④当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとしております。

⑤当社は、当社グループの監査役の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するための費用について予算に計上し、監査役が費用の前払い又は事後の支払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務の処理をしなければならないものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるようにするとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとしします。
- ②また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとしします。

当社における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりです。

- ①月に1回取締役会を開催し、各部門から業績に関する報告が行われるとともに、子会社の状況についても適宜報告が行われております。また、経営会議については週1回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。
- ②各監査役は取締役会に参加し、適宜意見を述べております。
- ③社外取締役は、任意で監査役会に出席することができ、情報収集、情報交換ができるようにしております。
- ④四半期に1回、取締役、監査役並びに執行役員が出席してリスク・コンプライアンス委員会を開催し、社内におけるリスクの洗い出しやその対応方針の決定、コンプライアンスに関する状況報告と必要に応じた対策の立案や実施をしております。
- ⑤監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的なミーティングを開催し、情報の交換を行っております。
- ⑥内部監査室は内部統制システムの運用についての重要な不備がないかモニタリングを継続的に行っております。
- ⑦内部監査室及び管理部が中心となり、当社の各部門に対してコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為（Ⅲ.2.

（1）に定義します。）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社グループは、「よりよい人生をつくる。」という企業理念を掲げ、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで成長を続けています。とくに、近年では既存事業と相乗効果が高く、市場拡大が見込める領域への投資も積極化し、事業領域は婚活、カジュアルウエディング、テック、ライフスタイル、法人と多岐に広がることとなりました。さらに、各領域では多様化する価値観にあわせて事業を深耕し、婚活領域は高付加価値な結婚相談所にとどまらず、エントリー型の婚活パーティーやマッチングアプリ、企業や地方自治体向けソリューション提供等、様々なサービスを展開するに至っています。加えて、カジュアルウエディング領域は、新たな挙式披露宴や結婚式二次会にとどまらず、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウエディング等のサービスラインアップを拡充し、結果としてカジュアルウエディングの全顧客ニーズに対応できる体制となりました。この結果、当社婚活やカジュアルウエディングサービスを利用し、ご成婚、あるいは結婚式をされるお客様は年間約8,000組を数えることとなり、今後はお客様の結婚後の生活品質向上を担うライフスタイル領域の業容拡大も企図しています。こうした積み重ねにより、当社グループでは将来にわたり企業価値ひいては株主共同

の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けています。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的にした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室（1名）を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみなら

ず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化の未然防止に努めています。

(3) 内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年2月1日付け取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者（以下、「不適切者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、本定時株主総会において株主の皆様へ追加のご承認をお願いしております。本プラン具体的内容は以下の通りです。

1. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的

判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特定株主グループの株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。な

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本日開催の当社取締役会の決議により開始し、本定時株主総会において承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時に終了します。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

IV具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、2021年2月1日付けの当社取締役会の決議により導入されたものですが、本定時株主総会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足していると判断しております。なお、本プランは、本日の本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは、直ちに廃止されるものとなります。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	263,770	226,182	669,118	△131,398	1,027,672
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△2,316,088		△2,316,088
新株の発行 (新株予約権の行使)	337,833	337,833			675,666
新株の発行	83,316	83,316			166,632
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					
自己株式の処分				45,457	45,457
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額 合計	421,149	421,149	△2,316,088	45,457	△1,428,332
当連結会計年度末残高	684,919	647,331	△1,646,970	△85,941	△400,660

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額		
当連結会計年度期首残高	△1,920	△1,920		1,025,751
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△2,316,088
新株の発行 (新株予約権の行使)				675,666
新株の発行				166,632
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動				
自己株式の処分				45,457
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	2,924	2,924	142	3,066
当連結会計年度変動額 合計	2,924	2,924	142	△1,425,265
当連結会計年度末残高	1,003	1,003	142	△399,514

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 タメニーアートワークス株式会社
タメニーパーティーエージェント株式会社
タメニーエージェンシー株式会社

2020年4月1日にタメニー株式会社（旧株式会社パートナーエージェント）がタメニーパーティーエージェント株式会社（旧株式会社pma）の発行済株式の全てを取得したため、連結の範囲に含めております。

2020年4月1日付で株式会社ichie及び株式会社Mクリエイティブワークスは、タメニーアートワークス株式会社（旧株式会社IROGAMI）を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、株式会社メイションについては、2020年10月1日において、タメニー株式会社（旧株式会社パートナーエージェント）を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用の関連会社の名称 エン婚活エージェント株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ 商品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

のれん 12年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

株式給付信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を適用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(売上原価と販売費及び一般管理費の計上方法の変更について)

当第3四半期より、これまで売上原価に計上されていた一部店舗人件費や店舗家賃などを販売費及び一般管理費として区分することと致しました。

この背景には、人員や店舗などの資源を様々な運営に共用することで事業の効率化を図っており、明確に区別することが困難となっている現状に鑑み、より適切に実態を表すと判断し、この度の変更に至っております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積り)

カジュアルウェディング事業ののれん及び固定資産の減損

①当年度の連結財務諸表に計上した金額

- ・帳簿価額1,998,448千円

②固定資産の減損損失の認識の要否

- ・算出方法

新型コロナウイルスの影響による収益性の悪化により減損の兆候があると判断し、カジュアルウェディング事業資産（のれん残高1,528百万円、その他固定資産残高469百万円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループののれん及び固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

- ・主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、経営者が承認した事業計画とそれ以降における成長率等をもとに算定しております。なお、将来キャッシュ・フローには新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を予測し見積りに反映させていますが、その影響は翌連結会計年度以降も一定期間にわたり継続するものと仮定しています。

- ・翌年度の連結財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした事業計画における施行数または単価等の重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当社が「タメニー従業員持株会」(以下、「当社持株会」という。)に加入する当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「本信託」という。)を設定し、本信託は約5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を立会外取引により又は株式市場より一括して取得しております。本信託は、当社株式を毎月一定日に時価にて当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、従業員の負担はなく、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することになります。

<本制度の概要>

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託の目的：従業員に対するインセンティブプランの導入

委託者：当社

受託者：みずほ信託銀行株式会社

受益者：当社持株会に加入する当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者

信託管理人：当社総務本部長

本信託契約の締結日：2016年5月23日

信託の期間：2016年5月23日から2021年6月10日(予定)

取得株式の種類：当社普通株式

取得株式の総額：上限285,660,000円

株式の取得時期：2016年5月23日から2016年6月30日

株式の取得方法：立会外取引により取得又は株式市場より取得

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（不随費用の金額は除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において85,882千円、148,500株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度160,573千円

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

2022年3月期上半期は新型コロナウイルスの影響が継続する環境で、2022年3月期下半期はワクチン接種が進捗することも相まって新型コロナウイルスが一定程度収束し、経済が緩やかに回復している環境を前提に、固定資産の減損等の会計上の見積を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	600,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	300,000千円

2. 偶発債務

次の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式給付信託	160,573千円
--------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年 度期首株式数 (株)	当連結会計年 度増加株式数 (株)	当連結会計年 度減少株式数 (株)	当連結会計年 度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,714,800	5,647,400	—	16,362,200
自己株式				
普通株式	227,229	—	78,600	148,629

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加5,647,400株のうち、69,600株はストック・オプションの行使、4,580,000株は新株予約権の行使、997,800株は第三者割当による新株の発行によるものであります。
2. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式が、148,500株含まれております。
3. 普通株式の自己株式数の減少78,600株は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)から従業員持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権、自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
提出会社 (親会社)	2014年ストック・オプションとしての新株予約権(第5回)	—	—	—	—	—
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	—	—	—	—	—
	2020年新株予約権(第8回)	普通	—	2,500,000	2,500,000	—
	2020年新株予約権(第9回)	普通	—	2,500,000	2,080,000	420,000
合計	—	—	—	5,000,000	4,580,000	420,000

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資資金について必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項（4）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、売掛金、敷金及び長期貸付金について、経理財務課が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。また、このうち一部の借入金は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	562,556	562,556	—
(2) 売掛金	672,363	672,363	—
貸倒引当金（※1）	△30,592	△30,592	—
(3) 投資有価証券	641,770	641,770	—
(4) 敷金（※2）	5,774	5,774	—
(5) 長期貸付金	544,609	538,841	△5,768
貸倒引当金（※3）	127,664	127,664	—
	△105,128	△105,128	—
	22,535	22,535	—
資産計	1,777,246	1,771,478	△5,768
(6) 短期借入金	700,000	700,000	—
(7) 未払金	253,386	253,386	—
(8) 未払法人税等	46,752	46,752	—
(9) 社債（※2）	60,000	59,523	△476
(10) 長期借入金（※2）	3,582,386	3,584,231	1,845
負債計	4,642,524	4,643,893	1,368
デリバティブ取引（※4）	—	—	—

※1. 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※2. 敷金には1年内回収予定の敷金を、社債には1年内償還予定の社債を、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

※3. 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※4. 当社はヘッジ会計の会計処理を特例処理によっており、長期借入金と一体として処理されているため、連結貸借対照表計上額はありません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価の算定については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金

時価の算定については、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値によっております。

(5) 長期貸付金

元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負 債

(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日) (千円)
非上場株式	29,250
非上場債券	101,750

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	562,556	—	—	—
売掛金	672,363	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち、満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	—	101,750	—	—
敷金	77,702	59,615	111,130	296,160
長期貸付金	—	127,664	0	0
合計	1,312,623	289,029	111,130	296,160

4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	—	—	—	—	—
社債	40,000	20,000	—	—	—	—
長期借入金	842,652	614,806	490,276	442,603	358,009	834,040
合計	1,582,652	634,806	490,276	442,603	358,009	834,040

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 △24.65円

1 株当たり当期純利益金額 △202.70円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度191,549株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度148,629株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は2021年5月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株予約権（第10回新株予約権）の発行を下記の通り決議しました。

(1) 払込期日	2021年5月31日（月）
(2) 新株予約権の総数	50,000個
(3) 新株予約権の発行価額	24円
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000株
(5) 調達資金総額	661,200,000円 内訳 新株予約権発行による調達 1,200,000円 新株予約権の行使による調達 660,000,000円
(6) 行使価額	各取引日における終値の93%
(7) 行使期間	原則80取引日 (コミット期間延長事由発生時を除く)
(8) 募集又は割当方法	第三者割当による
(9) 割当方法及び割当先	Evo Fund
(10) 取得条項	第10回新株予約権が30,000個以上残存している場合、当社の判断で20,000個を上限に取得可能

2. 行使期間の概要は以下の通りです。

全部コミット	80取引日以内における本新株予約権の発行 数全ての行使を原則コミット
前半コミット	40取引日以内における本新株予約権の発行 数の20,000個以上の行使を原則コミット
当初行使開始予定日	2021年6月1日
全部コミット完了予定日	2021年9月27日
前半コミット完了予定日	2021年7月28日
コミット延長事由	<p>①取引所の発表する当社普通株式の終値が 当該取引日において適用のある下限行使価 額の110%以下となった場合</p> <p>②当社普通株式が取引所により監理銘柄若 しくは整理銘柄に指定されている場合</p> <p>③取引所において当社普通株式の普通取引 が終日行われなかった場合(取引所において 取引約定が全くない場合)</p> <p>④当社普通株式の普通取引が取引所の定め る株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ 安)のまま終了した場合(取引所における当 社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ 配分)で確定したか否かにかかわらずのもの とします。)</p> <p>⑤株主総会の基準日が設定される等、証券保 管振替機構の事務上の理由から本新株予約 権の行使ができない場合、発行会社の事務上 の理由から本新株予約権の行使ができない 場合、及び発行会社の株主名簿管理人の事務 上の理由から本新株予約権の行使ができな い場合</p>

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	263,770	221,782	8,400	230,182
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	337,833	337,833		337,833
新株の発行	83,316	83,316		83,316
自己株式の処分				0
当期純損失				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				0
当期変動額合計	421,149	421,149	0	421,149
当期末残高	684,919	642,931	8,400	651,331

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	647,360	647,360	△131,398	1,009,914
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				675,666
新株の発行				166,632
自己株式の処分			45,457	45,457
当期純損失	△1,717,758	△1,717,758		△1,717,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				0
当期変動額合計	△1,717,758	△1,717,758	45,457	△830,002
当期末残高	△1,070,398	△1,070,398	△85,941	179,912

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△1,920	△1,920	—	1,007,993
当期変動額				
新株の発行（新株予約権 の行使）		0		675,666
新株の発行		0		166,632
自己株式の処分		0		45,457
当期純損失		0		△1,717,758
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,924	2,924	142	3,066
当期変動額合計	2,924	2,924	142	△826,935
当期末残高	1,003	1,003	142	181,058

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ 商品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

株式給付信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を適用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(表示方法の変更)

(売上原価と販売費及び一般管理費の計上方法の変更について)

当第3四半期より、これまで売上原価に計上されていた一部店舗人件費や店舗家賃などを販売費及び一般管理費として区分することと致しました。

この背景には、人員や店舗などの資源を様々な運営に共用することで事業の効率化を図っており、明確に区別することが困難となっている現状に鑑み、より適切に実態を表すと判断し、この度の変更に至っております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前会計年度に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積り)

カジュアルウェディング事業ののれん及び固定資産の減損

①当年度の財務諸表に計上した金額

- ・帳簿価額720,722千円

②固定資産の減損損失の認識の要否

- ・算出方法

新型コロナウイルスの影響による収益性の悪化により減損の兆候があると判断し、カジュアルウェディング事業資産（のれん残高573百万円、その他固定資産残高146百万円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループののれん及び固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

- ・主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、経営者が承認した事業計画とそれ以降における成長率等をもとに算定しております。なお、将来キャッシュフローには新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を予測し見積りに反映させていますが、その影響は翌連結会計年度以降も一定期間にわたり継続するものと仮定しています。

- ・翌年度の連結財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした事業計画における施行数または単価等の重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表（追加情報）に同一の内容を記載しておりますため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	600,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	300,000千円

2. 偶発債務

次の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式給付信託	160,573千円
--------	-----------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(流動資産)

関係会社短期貸付金	38,220千円
その他(立替金、未収入金)	31,578千円

(固定資産)

関係会社長期貸付金	1,273,822千円
-----------	-------------

(流動負債)

未払金	388千円
-----	-------

(固定負債)

関係会社長期借入金	38,889千円
-----------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

売上高 39,859千円

売上原価 9,690千円

販売費及び一般管理費 20,398千円

営業取引以外の取引

営業外収益 15,445千円

営業外費用 388千円

特別損失 530,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期 首株式数 (株)	当事業年度増 加株式数 (株)	当事業年度減 少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	227,229	－	78,600	148,629

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式が、148,500株含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の減少78,600株は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から従業員持株会への売却によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生は、資産除去債務に対する除去費用であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	タメニ ーア ートワ ークス株 式会社	所有 直接 100%	役員 の 兼任	資金の貸 付 (注)	503,848	関係会 社短期 貸付金	38,220
						関係会 社長期 貸付金	617,009
子会社	タメニ ーパ ーティ ーエ ージェ ント株 式会 社	所有 直接 100%	役員 の 兼任	資金の貸 付 (注)	536,812	関係会 社長期 貸付金	656,812

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 11.16円
1 株当たり当期純損失金額 △150.34円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度191,549株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度148,629株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による新株式の発行)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しておりますため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(子会社の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の概要及びその事業の内容

結合企業の名称：タメニー株式会社（旧株式会社パートナーエージェント）

事業の内容：婚活事業、カジュアルウエディング事業、その他婚活・カジュアルウエディング周辺事業

被結合企業の名称：株式会社メイション

事業の内容：ライフデザイン事業、イベント事業、メディア事業、EC販売事業、コンサルティング事業

(2) 企業結合日

2020年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社メイションを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

タメニー株式会社

当該吸収合併後、商号をタメニー株式会社に変更しております。

(5) その他取引の概要に関する事項（取引の目的含む）

経営理念の統一による組織力強化、人材交流の活性化による事業シナジーの最大化や新たな価値創出、経営資源の有効活用及び業務効率化等による収益力向上等を図るものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

会計監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

タメニー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限

責任社員

業務執行社員

指定有限

責任社員

業務執行社員

公認会計士 石井 雅也 ㊞

公認会計士 西村 大司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タメニー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タメニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上